

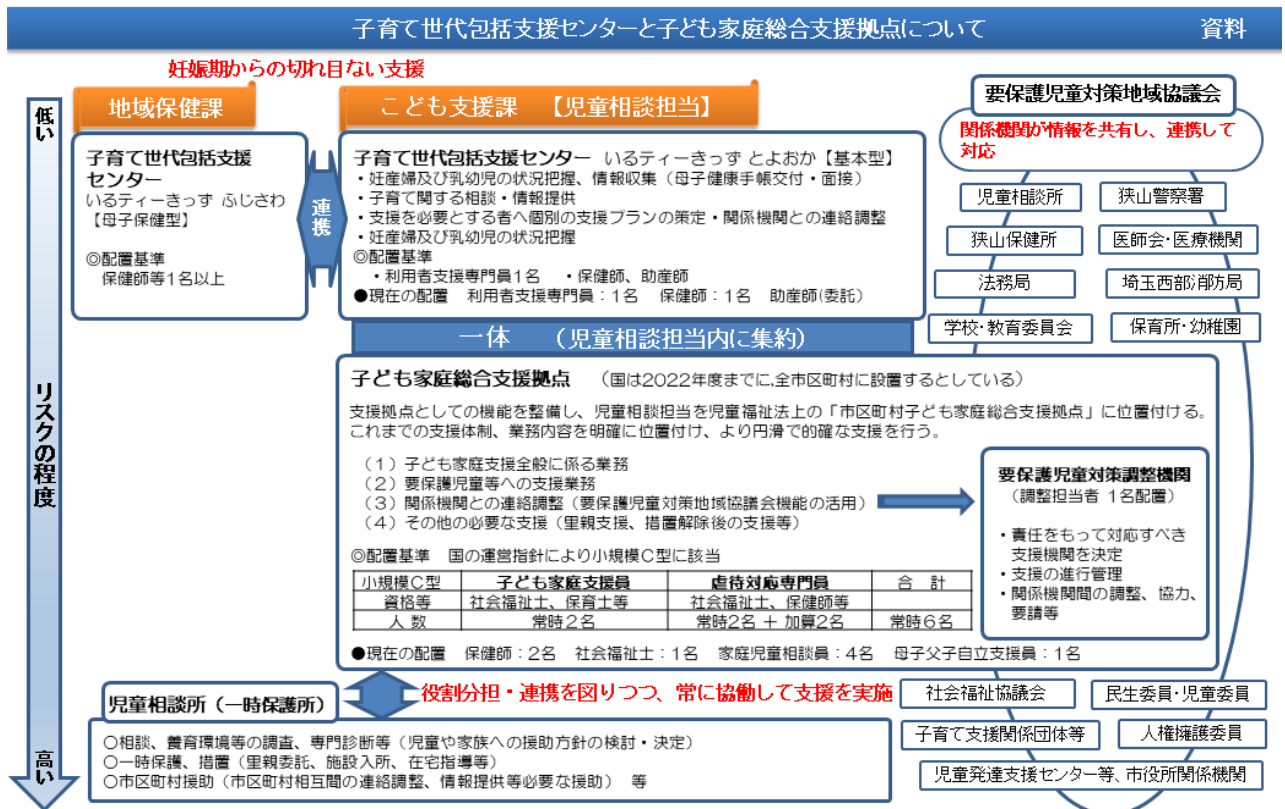
入間市子ども家庭総合支援拠点

1 入間市子ども家庭総合支援拠点の仕組み

こども支援課の「子育て世代包括支援センター」と「家庭児童相談室」の機能を一体化し、児童相談担当を児童福祉法上の「子ども家庭総合支援拠点」に位置付け、これまでの支援体制、業務内容を明確に位置付けることで、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応についての体制を一層強化します。

1 子ども家庭総合支援拠点の業務内容

- (1) 子どもの在宅生活における家庭支援全般に関すること。
- (2) 要支援児童及び要保護児童並びに社会的にリスクのある妊産婦への支援に関すること。
- (3) 子どもに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他の必要な支援に関すること。



児童虐待等に係る専門的な相談対応や継続的なソーシャルワークによる指導・助言、幼児の発達に関する相談支援及び関係機関との調整等を行います。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担い、関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見のための啓発活動等、要保護児童等の支援を行います。